

修 繕 仕 様 書

修 繕 名：政津ポンプ場 No.5 汚水ポンプ修理

修繕場所：岡山市東区政津 566-2

工 期：契約締結の日から令和8年1月16日まで

第1章 総 則

第1節 一般事項

(目 的)

第1条 本仕様書は、上記修繕の基本的内容について定める。受注者は仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）に基づいて本市関係職員（以下「監督員」という。）の指示に従って誠実に施工すること。

なお、本業務は設計図書及び業務に関係ある法令、条例等に準拠し、定められた期間内に優秀な技術で施工すること。

(提出書類)

第2条 受注者は、本修繕について次の関係書類を提出すること。

契約時に提出

- | | |
|-----------|-----|
| 1. 課税事業者届 | 1 部 |
| 2. 契約書 | 1 部 |

業務着手までに提出

- | | |
|---------------------|-----|
| 3. 着工届 | 1 部 |
| 4. 工程表 | 1 部 |
| 5. 現場責任者及び主任技術者届 | 1 部 |
| 6. 下請負通知書（下請けがある場合） | 1 式 |

業務完了後 契約工期末までに提出

- | | |
|---------------------|-----|
| 7. 現場写真帳（A4カラー、工程毎） | 1 部 |
| 8. 修繕報告書 | 1 部 |
| 9. 完工通知書 | 1 部 |
| 10. その他監督員の指示する書類 | 1 式 |

(現場責任者)

第3条 現場責任者は、監督員の監督を受け、契約の履行に関し、その運営、取締り等を行うほか、契約に基づく乙の一切の権限（請負金額の変更、修繕期間の変更、請負金の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。）を行使することができる。

(条件変更等)

第4条 現場説明書、本仕様書及び図面に明示のない場合又は疑いを生じた場合等は、直ちに監督員に通知しなければならない。

(官公署その他への手続き)

第5条 この修繕施工に必要な届出、手続等は、あらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受注者がこれを代行する。

これらに要する費用は、特別に本市が指示、指定したもの以外はすべて受注者の負担とする。

(災害防止等)

第6条 本修繕の施工に当たっては、作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して行うこと。なお、施工中、第三者に危害等を与えた場合は、受注者の責務において誠意をもって解決すること。

また、修繕施工にあたり、監督員と事前に打ち合わせ等を行い、機場の運転管理に支障が生じないように努めること。

(臨機の処置)

第7条 災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。とった措置の内容は遅滞なく監督員に報告すること。また、本修繕施工中において対象の機器等に異常が発見された場合、軽微な異常は、調整や修理を行うこと。

(修繕用電力等)

第8条 本修繕の施工に必要な電力、用水は、原則として本市が支給するが、使用に際しては、あらかじめ本市の承諾を受けること。

(有資格作業)

第9条 受注者は本修繕の施工に関し、法令等の定めるところにより有資格者の常駐等が必要な場合は、受注者の責任義務にて措置し、現場の安全就労と円滑な進捗に努めること。

なお、有資格者等を選任する場合は、作業前に有資格者を証する書類の写しを提出し監督員の承認を得ること。

(弁済復旧)

第10条 本修繕の施工に際し、建造物、機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受注者の負担とする。

(整理整頓)

第11条 受注者は、本修繕の施工期間中及び修繕完了に際して、監督員の指示に従い施工場所全般の整理、整頓、後片付け、清掃等を行うこと。

(別契約の関連作業)

第12条 別契約の関連作業〔工事、修繕、委託等〕については、当該関係者と協力し、施工場所の運転管理をも含め、全体の円滑な進捗を図ること。

(使用工具等)

第13条 本修繕の施工に使用する工具及び機器類は、受注者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を実施すること。

ただし、専用工具等を必要とする箇所について、本市の保有する工具が必要な場合は貸し出すものとする。受注者は、専用工具等の貸し出しを受けたときは、遅滞なく借用書を提出し、貸与品の取扱いには十分注意しなければならない。

(使用材料)

第14条 本修繕に使用する材料等は高信頼性、耐久性、安全性を具備した高品質のものとあり、材料検討等により最適なものを選定し、既設品と同等もしくは同等以上の性能を有する新品とする。同種の製品、部品等は、完全な互換性を有するものでなければならない。また、J I S等、各種法規、規格に制定されているものについては、

これに適合しなければならない。

設計図書に表示されていない軽微な部品について交換が必要と考慮されるものについては、受注者が交換すること。

受注者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

(発生材の処理)

- 第15条
1. 発生材のうち、特記により引渡しを要するものは、清掃を行い指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督員に引渡すこと。
 2. 発生材のうち、特記により再生資源利用を図ると指定されたものは、構内において分別を行い、所定の再生資源化処理施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出すること。
 3. 1及び2以外の引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い、適切に処理し監督員に報告すること。なお、特別管理産業廃棄物のある場合は、特記による。

(石綿含有建材の事前調査)

- 第16条
1. 受託者は、本業務の対象となる建築・工作物等において、大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき石綿含有建材の事前調査を施工前に実施し、監督員に書面にて調査結果の説明を行ってから着手すること。同法第2項に基づく協力が必要な場合は監督員に通知すること。
 2. 大気汚染防止法施行規則第16条の11第1項に該当する業務については同規則第4項に定められた報告を受託者が行うとともに石綿事前調査結果報告システムからダウンロードした報告書を発注者へ提出すること。
 3. 石綿事前調査は、環境省で定める有資格者（一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、日本アスベスト調査診断協会に登録されている者）により調査を行うこと。ただし、工作物の事前調査に際しては、対象となる工作物の専門知識を有する者をもって代わりとすることができる。
 4. 大気汚染防止法施行規則第16条の5第1項に掲げる建築物等は調査対象としない。また、石綿等が含まれていないことが明らかであって、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させる恐れのない作業等も同様とする。

(検 査)

- 第17条
- 本修繕の施工期間中、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け、承諾を得た後に次の工程に移行すること。

また、本修繕完了後、受注者は、本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。受注者は、検査員の検査に合格しない場合、遅滞なく補修又は改造をして再検査を受けなければならない。

第2章 特記事項

第1節 概 要

(修繕概要)

第1条 政津ポンプ場の No.5 汚水ポンプが長年の使用により能力が衰えているため、修理を行い本来の性能を回復させるもの。

(対象機器)

第2条 本修繕の対象機器は下記のとおりとする。
No.5汚水ポンプ 1台

(修繕内容)

第3条 本修繕の内容は下記のとおりとする。

○No.5 汚水ポンプ取替修理

既設品を撤去し、新設品を取り付ける。

着脱装置及びガイドパイプは既設品を再使用とする。

・既設品

製造者	株式会社鶴見製作所
型 式	T0-300-37-6BG3
製造番号	H-648820
口 径	300mm
吐出量	11.5m ³ /min
全揚程	10m
電動機	37kW 3相400V 60Hz 6P
始動方式	スターデルタ

・新設品

(下記の能力を満たすこと。製造者は問わない。)

口 径	300mm
吐出量	11.5m ³ /min
全揚程	10m
電動機	37kW 3相400V 60Hz 6P
始動方式	スターデルタ
付属品	キャブタイヤケーブル (動力用2本、制御用1本) 吊上げ用チェーン サクシオンカバー 予備銘板

(機器の仕様は、日本下水道事業団仕様とする)

・ポンプの搬出入

既設ポンプの離線、搬出、処分。新設ポンプの搬入、据え付け、試運転確認、結線、実負荷運転確認、各種絶縁測定、導通確認等を実施する。

既設のガイドフック、スライドレール、コネクション、着脱ベントは再利用とする。

・結線際して

現地据付でのケーブル接続に際しては、プルボックス内の端子台を用いず

結線し、防水処理を施す事。常時水没を想定した防水仕様とし、「3M スコッチキャスト低圧電力・制御ケーブル用接続レジンキット」（同等品可）を用いて接続すること

端子台は必要に応じ撤去すること。

- ・電気盤の改造を要する場合は、この修繕に含むものとする。

第2節 その他

- ・場内にある設備（吊上げ装置等）を使用する場合はあらかじめ監督員の許可を得ること。
- ・作業中は安全作業に努め、事故等が発生しないようにすること。また、資格が必要な作業についてもあらかじめ資格証等の写しを提出すること。
- ・本修繕施行に際し、当処理場の運転に支障をきたさないこと。
- ・その他詳細については、監督員とその都度協議を行い指示に従うこと。